

議案第10号

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山 象三

(理由)

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第 106号）の一部を次のように改正する。

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条第 1 項中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第 2 条の 2 とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（国民健康保険運営協議会の設置）

第 2 条 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）第11条第 2 項の規定により、西脇市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 4 条第 4 号中「国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。